

## J R 津田沼駅南口特定土地区画整理事業に伴う住居表示の変更について

J R 津田沼駅南口特定土地区画整理事業に伴い、区域内（谷津 1 丁目、6 丁目、7 丁目の各一部）における住居表示を変更します。

### 1. 実施の背景

現在、J R 津田沼駅南口特定土地区画整理事業が進められており、当該区域は、将来的には、約 7, 0 0 0 人規模の街が形成され、かつ、市街化調整区域の農地等であった土地の利用形態から、都市基盤整備により良好な住環境等が整備される予定です。

住居表示に関しましては、昭和 5 2 年 2 月 1 日から「谷津」として既に住居表示を実施している区域であります。

- ①当該地域は、J R 津田沼駅南口特定土地区画整理事業により、「街」「丁目」の形状が変わります。
- ②既に戸建住宅や共同住宅の建設も進んでおり、平成 2 5 年には、大規模な入居が予定されています。

このことにより、郵便物等の正確な配達、緊急車両の到着時間短縮など、区域内をわかりやすい街にするため、住居表示の変更をいたします。

### 2. 実施内容

【実施時期】平成 2 5 年 2 月 1 日施行

【実施区域】（別図参照）

J R 津田沼駅南口特定土地区画整理事業区域  
（谷津 1 丁目、6 丁目、7 丁目の各一部）

【区域変更】

区域の変更（区割り）につきましては、今後、住民等への説明を実施し、住居表示審議会を経て決めていきます。

【事務手続】

・住民等への説明    ・住居表示審議会    ・議会への議案上程

### 3. 今後の主な日程

- ・ H23. 11    住居表示審議会（第 1 回）
- ・ H23. 11    議会へ報告（1 2 月議会重要事項説明（報告））
- ・ H23. 12~H24. 2    町会・住民等への説明
- ・ H24. 3    住居表示審議会（第 2 回）
- ・ H24. 3    議会へ報告（3 月議会重要事項説明（報告））
- ・ H24. 6    議案上程（6 月議会）
- ・ H24. 7~H25. 1    住居表示変更事務作業
- ・ 平成 2 5 年 2 月 1 日施行

### —参考—

#### ○入居予定戸数（【 】は累計）※概算

区画整理計画戸数    約 2 8 0 0 戸  
計画人口            約 7 0 0 0 人

- ①平成 2 3 年 6 月末    約 1 0 0 戸【1 0 0 戸】（入居率約 4 %）
- ②平成 2 4 年 3 月末    約 2 0 0 戸【3 0 0 戸】（入居率約 1 1 %）
- ③平成 2 5 年 6 月末    約 7 0 0 戸【1 0 0 0 戸】（入居率約 3 6 %）

### —参考—

#### ○住居表示制度とは

- ①町の大きさを整え、境界線をわかりやすくすること。
- ②地番ではなく、建物に対して一定の基準で番号をつけること。

住居表示制度は、住所をわかりやすく探しやすいものにし、郵便物等の誤配等が生じないように、市民生活の利便性を向上させることです。

この住居表示制度は、住居表示に関する法律をはじめ、関係規則及び基準等によって、手続や技術的な基準が国から示されている全国的な制度です。

#### ○住居表示

例    習志野市    谷津 6 丁目    4 番    1 号  
          (市名)            (町名)    (街区符号)    (住居番号)

#### ○議会の議決事項

- ①町名の区域の変更は議会の議決が必要  
（地方自治法第 260 条 第 1 項）
- ②街区符号及び住居番号の変更は市長が告示及び関係人に通知  
（習志野市住居表示に関する条例第 2 条 第 3 条）